

浜 松 市 林 道 管 理 要 綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民有林林道の管理に関し、林道規程(昭和48年林野道第107号林野庁長官通達。以下「林道規程」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「林道」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 林業関係事業補助金等交付要綱(昭和35年静岡県告示第800号)及び林業構造改善対策事業費補助金交付要綱(昭和40年静岡県告示第500号)に基づき補助金の交付を受け開設された林道

(2) 前号に定めるもののほか、林道規程に準拠して開設し、かつ、民有林林道台帳(平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知)に登載されている林道

(林道の管理)

第3条 市長は、林道を常時良好な状態に保ち、林道の通行に支障を及ぼさないよう努めるものとする。

(禁止事項)

第4条 林道において次に掲げる行為をさせないこととする。

(1) みだりに林道を損傷し、又は汚損すること

(2) みだりに林道に土石、木竹等をたい積し、その他林道の通行に支障を及ぼす行為をすること

(標識等の設置)

第5条 市長は、林道の機能を保全し、安全な通行を確保するため、必要な場所に標識を設置するものとする。

(通行の禁止又は制限)

第6条 市長は、次に掲げる場合においては、期間及び区間を定めて林道の通行を禁止し、又は制限することができる。

(1) 林道の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合

(2) 林道に関する工事等のためやむを得ないと認められる場合

2 林道の保全を害するおそれがあると認められる重量の車両を通行させないこととする。

(災害に対する措置)

第7条 市長は、林道が被災したときは速やかに必要な措置を講ずるものとする。

(占用の承認)

第8条 次の各号に掲げる工作物、物件又は施設を設けるため、林道を占用しようとする者は、林道占用承認申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)により市長の承認を得なければならない。

(1) 林産物等の集積場又は積載施設

- (2) 工事中施設又は工事中材料置場
- (3) 通路
- (4) 電柱、電線又は高圧塔
- (5) 用排水路導水管又は下水道
- (6) 前各号に掲げた施設に類する施設

2 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し適当と認めるときは、期間、その他必要な条件を付して、林道占用承認書（様式第2号）を交付するものとする。

3 前項の規定により、市長の承認を得て林道を占用する者は、占用に関する標識（様式第3号）を占用期間中、当該箇所に掲示しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認める者については、この限りではない。

（承認の期間）

第9条 前条第2項の期間は、3年以内とする。ただし、公共の用に供する目的をもって長期にわたり工作物を設置する場合、その他市長が特に必要と認めた場合においては、5年以内とすることができる。

2 前項の期間満了後、なお引き続き占用しようとするときは、期間満了の日の1箇月前までに継続の申請を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（現状の回復）

第10条 林道占用承認書の交付を受けた者は、占用期間が満了した場合又は林道の占用を廃止した場合は、占用施設を除却し、林道を原状に回復しなければならない。

（変更）

第11条 占用承認書の交付を受けた者が、申請書の内容に変更しようとするときは、速やかにその旨を届け出、市長の指示を受けなければならない。

（用途変更）

第12条 市長は、林道の用途を変更しようとするときは、所定の手続きをとるものとする。

（その他）

第13条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年7月1日から施行する。
- 2 天竜市、佐久間町、水窪町、及び龍山村の編入の日前にそれぞれの林道管理規程の規定によりなされた申請その他の手続きについては、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。